

令和4年度事業報告

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限等の緩和が進められ、Withコロナ時代の新しい生活様式が世の中に浸透しました。本会では、令和3年度に引き続き、オンライン会議システム等を活用した効率的な組織運営を図るとともに、政府が推進する各種のコロナ対策事業に関し、積極的な支援を継続して行いました。

令和4年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、デジタル技術の活用を促進する政策が打ち出されました。本会では、デジタル社会の到来を見据えた対応として、総務省からの受託事業としてのマイナンバーカード代理申請手続事業に注力したほか、行政手続のデジタル化に際しての行政書士の利活用について、政府への提言や各党議連に対する要望等を行いました。また、対内的活動としては、本会及び単位会における登録関係事務の効率化を目的として、行政書士会員管理システムの新規構築を進めました。将来的な国家資格等情報連携・活用システム（仮称）との連携を視野に入れ、インターネット上で行政書士資格の証明を行う仕組みも考慮しながら検討を進めました。デジタル化に対応した業務環境の整備に加え、会員一人一人がデジタル技術を効果的に活用して業務を行えるよう、また、国民の皆様のデジタル格差の解消に向けた支援を行えるよう、各種研修を通じて、デジタルリテラシーを始めとした会員の資質向上にも努めてまいりました。

行政書士法制定から70余年を経た今、行政書士を取り巻く状況は制度創設当初から大きく変貌を遂げました。現代社会のニーズに対応し得る強固な行政書士制度の確立に向けて、行政書士法を学術的な視点で捉え調査研究を行うべく、行政法を専門とする学識者の皆様を中心とした行政書士制度に関する研究会を発足させました。研究会では、様々な現場の声を基に、現行の行政書士制度における課題点等を洗い出し、法改正の必要性を含め、多角的な検討を行いました。その研究成果として、令和4年度の報告書を取りまとめました。

行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについては、かねてよりその明確化や周知が大きな課題となっていました。これまで法改正推進本部では、法改正要望項目として位置付けつつ、省令改正により当該業務を例示する方法を検討してまいりましたが、経年により例示列挙が限定列挙と解される可能性等も勘案し、まずは各自治体や金融機関への理解促進を図るべきとの結論に至りました。これを受け、改めて不利益事例に関する実態調査を行うとともに、総務省との調整を重ねた結果、総務省から関係各所に対し周知文書を発信していただきました。これまで口頭でのみ示されていた総務省の見解が文書として明示されたことは、当該業務を推進するうえで大きな進歩であり、これにより、実務の現場において円滑に業務を遂行できる環境が整いました。

そのほか、職務上請求書不正使用事件の再発防止を目的の一つとした一般倫理研修の義務化や、職務上請求書の払出し管理の厳格化について、関係規則の改正や具体的な研修カリキュラムの策定等、必要な整備を行いました。加えて、行政書士職務基本規則の制定や行政書士マニュアルの改訂等の検討も進め、国家資格者として備えるべき高度な倫理意識を確固たるものとするための各事業を推進しました。

最後に、ロシアによるウクライナ侵攻が長期に渡り国際社会に影を落としている状況を受け、令和3年度に引き続き、在留資格申請等支援業務を通じてウクライナから日本へ避難されている方々に対する支援を行い、日本での生活の安定化を図るとともに、権利利益の実現に寄与しました。また、昨今の政府による外国人労働者の受入れ拡大等に伴う技能実習制度に関するトラブル増加に対し、申請取次制度の担い手として30年来の実績を持つ行政書士こそが率先して対応すべきであるとの考え方のもと、関係省庁からのヒアリング等に応じるとともに、問題解決に向けた提言を行いました。そのほかにも、行政書士こそが、業務の専門性を生かし、多文化共生社会の実現に貢献できる資格者であるとして、継続的な意見の発信に取り組んでまいりました。

(1) 地域との共生

各種コロナ対策支援に関する事業を推進する中で、(一社)全国生活衛生同業組合中央会と連携して実施した、生活衛生関係事業者に対する一時支援金申請支援等の個別相談・申請支援事業に関し、各単位会及び会員の皆様の協力を得て、8,000件を超える実績を上げました。また、全国各地で発生した台風や地震等による被害に対し、各単位会が行った被災者支援活動に対する支援金を支給する等、災害支援にも取り組みました。

(2) 役所との共生

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を推進するため、総務省からの委託を受けて実施したマイナンバーカード代理申請手続事業について、各単位会及び会員の皆様のご協力により、目標値としていた40,000件を大きく上回り、最終的には70,000件を超える実績を上げることができました。デジタル分野に不慣れな方々の支援に取り組むことで、「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現に向けた基盤整備において、重要な役割を果たすことができました。

(3) 他士業者との共生

所有者不明土地問題に係る対策の一つである相続土地国庫帰属制度が令和5年4月から開始されるにあたり、本人申請を原則とした手続ではあるものの、国民利便の観点から土地関係業務に精通した行政書士による関与が必要であるとして、関係各所への働きかけを行いました。その結果、関係議員による多大なるお力添えも加わって、行政書士も申請書等の作成を代行できる専門の資格者として、弁護士、司法書士とともに併記されました。

以上、“三つの共生”に関する主な取組みに加え、多様性のある社会の実現に向けた活動として、権利擁護推進委員会が中心となって行政書士による権利擁護について調査研究を進めたほか、「Myじんけん宣言」への参画や各単位会における啓発事業を支援するための広報ツールの作成等を行い、本会が推進する権利擁護活動を推進しました。

以下、令和4年度事業の具体的な内容について、各部・委員会等から報告いたします。

【総務部】

1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底

(1) 倫理研修の受講義務化に係る対応

倫理研修受講義務化の会則改正に伴い、日本行政書士会連合会倫理研修規則を制定し、一般倫理研修に関するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツの作成及び中央研修所研修サイトに登載するとともに、各単位会向けの管理マニュアル及び会員向けの受講マニュアルの整備を行った。あわせて、令和5年3月22日に各単位会向けに当該マニュアルに関する説明会を開催した。

(2) 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正に係る対応

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正に伴い、各単位会における職務上請求書関係事務について整理し、職務上請求書管理マニュアルの整備を行った。また、令和4年10月18日に各単位会向けに管理マニュアルに関する説明会を開催した。

(3) 行政書士職務基本規則の検討

行政書士の職務に関する倫理と行動規範を明確にすることを目的とした職務基本規則の制定に向けて、検討を行った。

(4) 東京戸籍住民基本台帳事務協議会との連携

令和4年12月6日に東京戸籍住民基本台帳事務協議会と東京都行政書士会が実施した意見交換の場に同席し、情報の共有及び連絡を行った。

2 諸会議の開催

(1) 定時総会

令和4年6月16日、ホテルニューオータニ（東京都千代田区）において、役員等69名、代議員251名の合計320名の出席のもと、定時総会を開催した。

(2) 理事会

令和4年4月20・21日、7月20・21日、11月16・17日、令和5年1月19日に理事会を開催した。

(3) 正副会長会

令和4年4月19日、5月11日、6月1日、6月15日、7月6日、7月19日、8月3日、8月31日、10月5日、11月15日、12月7日、12月22日、令和5年1月18日、2月8日、3月1日、3月29日に正副会長会を開催した。

(4) 常任理事会

令和4年4月19・20日、5月11・12日、6月1・2日、6月15日、7月6・7日、7月19・20日、8月3・4日、8月31日・9月1日、9月15日、10月5・6日、11月15・16日、12月7・8日、12月22日、令和5年1月18・19日、2月8・9日、3月1・2日、3月29・30日に常任理事会を開催した。

(5) 会長会

令和4年9月15日に、ホテル日航金沢（石川県金沢市）において会長会を開催した。「マイナンバーカード代理申請事業について」「新会員管理システムについて」「デジタル化への対応について」「各単位会における倫理研修について」をテーマとし、情報共有・意見交換を行った。

3 顕彰（式典等）の実施

(1) 叙勲

令和4年4月29日、11月3日に各1名が受章され、それぞれ5月12日、12月22日に本会主催の伝達式を開催した。

(2) 黄綬褒章

令和4年4月29日に10名が受章され、5月12日に本会主催の伝達式を開催した。

(3) 総務大臣表彰・会長表彰

令和4年6月16日に14名が総務大臣表彰を受賞した。また、同日に447名が日行連会長表彰を受賞した。

4 日行連と各地方協議会との連絡会の開催

令和4年9月から12月にかけて8地方協議会と連絡会を開催して、本会及び単位会の事業進捗状況や諸問題について情報共有と意見交換を行った。各単位会からの意見・要望等については必要に応じて令和5年度事業計画に反映させるべく、関係各部・委員会への申し送りを行った。

5 新年賀詞交歓会の実施

令和5年1月20日に、ホテルオークラ東京（東京都港区）において、国会議員・省庁関係者等の来賓及び役員・会員約800名の出席のもと、日本行政書士政治連盟（以下「日政連」という。）及び（一社）コスマス成年後見サポートセンター（以下「コスマス」という。令和5年4月12日に公益法人化。）と共同で開催した。

6 単位会相互の地域的連絡調整の促進

単位会における新規事業開拓等の促進対応として、地方協議会に交付金を支給した。

7 他の部の所管に属さない事項への対応

- (1) 集合して総会を開催することが困難な場合等を想定し、日本行政書士会連合会書面による総会議決の実施に関する規則を整備した。
- (2) 会長選挙に係る郵送投票の規則整備として、日本行政書士会連合会選挙管理委員会運営基準の改正を行った。
- (3) 関係法令の改正への対応及び待遇改善等を目的とし、日本行政書士会連合会事務局職員就業規則の一部改正をした。
- (4) 日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則について、令和5年10月から開始される消費税の適格請求書保存様式（以下「インボイス制度」という。）に向けた対応を検討した。
- (5) 各関係機関への対応も含めた会員からの苦情処理等を行った。

【経理部】

1 予算・決算の適正管理

- (1) 予算・決算の適正管理に努めた。
- (2) 監査での指摘を踏まえ、経理業務の見直しを行った。
- (3) インボイス制度が開始されるにあたり、行政書士である各会員がその事務所運営において整理すべき事項を周知するため、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「行政書士のためのインボイス制度の概要」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。

2 貸借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

費用の適正管理に努めた。

【広報部】

1 広報活動の推進

広報部事業に関する案件やより効果的な広報活動について、検討した。

2 「月刊日本行政」の発行

- (1) 行政書士制度の発展に寄与するとともに、会員に対し迅速に有益な情報を提供することを基本方針とし、各種業務記事、本会の情報、各単位会の取組み事例等を中心に誌面を編集した。会長による連載記事を始めとした執行部による寄稿を企画し、全国の会員や関係各所に向か、積極的に会務や事業執行等に関する方針等を発信した。また、省庁関係者や有識者からの寄稿を推進し、各種制度改革等に係る情報等の発信に努め、会員の資質向上を図った。月平均49ページ、約53,000部を印刷し、会員各位や国会議員、関係機関等へ送付した。
- (2) 経費削減の観点から、発行頻度や発行形態等について検討し、会報のアーカイブ化や会報の発行及び送付に関する規則の改正等について模索した。
- (3) 令和5年3月に文化庁庁舎が京都府へ移転されたことを機に、新庁舎にて都倉文化庁長官、堀井京都会会長、常住日行連会長との鼎談を実施し、当鼎談の実施報告記事を「月刊日本行政」R5.5月号（No.606）に掲載する予定で調整した。

3 行政書士制度 PR ポスターの作成

- (1) (一財)日本宝くじ協会からの助成を受け、モデル・女優の貴島明日香さんを起用して行政書士制度 PR のためのポスターを作成し、各単位会や関係機関等へ配付した。
- (2) ポスターモデルの貴島明日香さんによる行政書士制度 PR 動画を作成し、日行連公式 YouTube チャンネルにて公開し、80万再生回数を超える反響があった。また、あわせてホームページ上においても YouTube 動画ページのリンクを貼って公開した。

4 行政書士制度 PR 事業

- (1) 令和4年10月1日から10月31日までの間を「行政書士制度広報月間」とし、総務省の後援を得て、新型コロナウイルス感染防止対策に努めつつ、全国一斉の広報活動を実施した。これに先立ち、各単位会宛てに「令和4年度行政書士制度広報月間に係る「行政書士無料相談」の実施及び期間中の安全配慮について」（令和4年8月1日付・日行連発第532号）を発信するとともに、報道機関等約80社への報道リリースの送付並びにプレスリリース代行会社を利用しての情報配信を行った。
- (2) 行政書士制度広報月間事業及び行政書士記念日に合わせて、令和4年9月1日～10月31日、令和5年2月1日～2月28日の3か月間、行政書士制度 PR ポスターモデルの貴島明日香さん出演の行政書士制度 PR 動画をYouTube広告に配信した。

5 インターネットによる広報活動

- (1) サイトの操作性向上等を図るため、ユーザーからの意見も取り入れつつ、本会ホームページ及び会員サイトの改修準備を進めた。
- (2) 行政書士制度広報月間、行政書士記念日、セミナーの開催等、本会ホームページに専用のビューボードを作成・掲載し、一般向けに事業推進に係る周知を図った。

- (3) ホームページのお知らせと連動して、日行連公式Twitterにも投稿し、PR活動を推進した。
- (4) サイトの更なる充実化、利便性等の向上を図るため、令和5年度のサイトリニューアルに向けた管理委託業者の見直し等を進めた。

【法規監察部】

1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導

- (1) 単位会からの下記照会等について、会長から諮問を受け、調査研究のうえ、回答した。
 - ①行政書士法人が自賠責保険の代理店となることの可否について（埼玉県行政書士会）
- (2) 各部・委員会等からの下記検討依頼等について、会長から諮問を受け、調査研究のうえ、答申した。
 - ①各種公正証書作成において職務上請求書を使用しての戸籍謄本取得の可否及び提出先の記載について（総務部（東京都行政書士会））
 - ②日本行政書士会連合会倫理研修規則（案）に係る法規的照会について（総務部）
 - ③中小企業庁における持続化給付金申請の代行について（国際・企業経営業務部（神奈川県警察））
 - ④宅地建物取引業法における重要事項説明書の作成について（許認可業務部（岩手県行政書士会））
 - ⑤職務上請求書の記入方法について（総務部（東京都行政書士会））
 - ⑥内容証明郵便作成業務に職務上請求書を使用する場合の記載について（総務部（東京都行政書士会））
 - ⑦建設業許可申請において住民票を取得することの可否について（総務部（東京都行政書士会））
 - ⑧行政書士及び補助者のリモートワークについて（総務部（愛知県行政書士会））
 - ⑨住民票の写し等の代理人としての請求について（総務部（大阪府行政書士会））
 - ⑩税理士の電子申請フォーム入力及び申請代行について（国際・企業経営業務部（香川県警察））
 - ⑪電子媒体で領収証を交付することの可否について（総務部（愛知県行政書士会））
 - ⑫未確定の契約書作成業務に職務上請求書を使用することの可否について（法務業務部（栃木県行政書士会））
 - ⑬職務上請求書（控え）の職印押印について（総務部（愛知県行政書士会））
 - ⑭申請書類の職印押印について（総務部（愛知県行政書士会））
 - ⑮コスモスマークを使用したデザインの使用について（総務部（宮城県行政書士会））
 - ⑯特定行政書士資格を保有しない個人事業所又は行政書士法人における使用人行政書士の取扱いについて（改正行政書士法対応委員会（宮城県行政書士会））
 - ⑰日本行政書士会連合会選挙管理委員会運営基準の改正について（総務部）
 - ⑲金融機関と単位会の連携に係る協定書等ひな形について（法務業務部）
 - ⑲丁種会員名簿登載を有しない個人事務所又は行政書士法人における使用人行政書士の取扱いについて（許認可業務部（宮城県行政書士会））
 - ⑳「職務上請求書払出し管理の指針」に定める基準の厳格化について（総務部（大阪府行政書士会））
 - ㉑成年後見関連業務に関する職務上請求書の使用について（総務部（愛媛県行政書士会））
 - ㉒終期のある単位会処分を受けている会員の単位会移転について（総務部（京都府行政書士会））
また、答申には至らなかったものの、下記照会等についても会長から諮問を受け、調査研究を行った。引き続き令和5年度においても検討のうえ、答申を行うこととしている。
 - ㉓丁種封印に関する使用人行政書士の取扱いについて（許認可業務部（東京都行政書士会））

④封印受託者となっている他県行政書士会の会員による封印受領のみの依頼の手続の適否について（許認可業務部（福島県行政書士会））

2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ掲載の関係法規の管理

会則等の改正に係る法規集の編集作業を行い、各役員、単位会及び関係団体等へ配付した。また、本会ホームページに掲載している関係法令について随時更新を行った。

3 行政書士関係法令先例総覧等の改訂

令和3年11月以降の照会回答案件等を追加する等、行政書士関係法令先例総覧の改訂作業を行い、電子ブック形式で各単位会に公開した。

4 各単位会に対する監察活動の支援

「令和4年度行政書士制度広報月間の実施について」（令和4年8月1日付・日行連発第538号）において、各単位会の実情に応じた監察活動の実施を依頼するとともに、重点活動項目として、道路運送法関係業務に関する調査を奨励した。

5 行政書士制度違反行為の防止

各単位会等からの行政書士法疑義事案等に関する通報について、対応を検討した。また、行政書士法違反が疑われる業者に対して警告書を発信する等の対応を行った。

6 全国法規監察担当者会議の開催

令和5年1月25日に全国法規監察担当者会議を開催し、行政書士法第10条に関する単位会の取扱い等について意見交換を行い、当該条文の解釈について理解を深めた。

【許認可業務部】

<運輸交通部門>

1 関係業務の開発及び法令等の調査研究

- (1) 令和5年1月から軽自動車OSS（新規検査）及び税の電子納付に関する運用が開始されることを踏まえ、軽自動車検査協会、（公財）自動車情報利活用促進協会及び地方税共同機構の3団体共催により、行政書士向けに当該OSSの申請手続等に関する説明会を開催し、会員の能力担保に努めた。また、当該説明会の動画を会員サイトに掲載した。
- (2) 特殊車両通行許可制度に係る代理申請の方法、電子車検証特設サイトの開設、軽自動車 OSS におけるサービス対象手続の拡大、継続検査の申請（OCR 申請・OSS 申請）手続における納税証明書の提示省略化（納税確認の電子化）、自動車登録業務等実施要領の制定についての一部改正、特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い等、自動車関係業務関連情報について、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (3) 国土交通省から講師を迎える、令和5年1月からスタートする「車検証の交付に係る事務の委託制度」に関する記録等事務代行アプリや閲覧アプリ等の取扱いについての説明会を開催し、会員の業務習熟に努めた。
- (4) 行政書士による OSS 利用率向上のため、OSS 実務者説明会を開催し、国土交通省から「OSS 制度の現状と将来像について及び自動車検査証の電子化について」、（一財）自動車検査登録情報協会及び（公財）自動車情報利活用促進協会から「スマート継続 OSS システム及びAINAS を利用した OSS 大量申請の手法について」を講演いただく等、実務に即した知識を会員に周知するよう努めた。また、講義動画をビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研

修サイトに登載した。

- (5) 国土交通省航空局無人航空機安全課を訪問し、ドローン機体登録システムに関する意見交換を行うとともに、ドローン機体認証制度・操縦ライセンス制度に関する記事の執筆を依頼し、「月刊日本行政」R4.12月号（No.601）に掲載した。
- (6) 国土交通省自動車局自動車情報課と自動車検査証の電子化等に関する打合せを行うとともに、車検証の電子化及び記録等事務委託制度に関する記事の執筆を依頼し、「月刊日本行政」R5.1月号（No.602）に掲載した。
- (7) 宮城県行政書士会から、丁種会員名簿登載を有しない個人事務所又は行政書士法人における使用人行政書士の取扱いについて照会があったことから対応を検討し、令和5年3月30日付・日行連発第1857号にて回答した。
- (8) 行政書士が行う各種許認可申請業務を広く国民に認識いただくため、各都道府県を始めとした市区町村の窓口への掲示を目的として、運輸交通関係業務の周知用ポスターを作成し、各単位会へ配付した。

2 電子申請に係る具体的対応

- (1) 国土交通省によるOSSの全国展開について、対象地域及び対象手続が拡大していくことを受けて、引き続き「OSSを代理する行政書士」のイメージを自動車ユーザーである国民により一層浸透させる必要があるとして平成25年度に開始した「日行連自動車登録OSSセンター支所」看板の有償配付を継続し、全国から申込みのあった自動車登録業務及び車庫証明業務に精通している行政書士事務所に送付した（令和5年3月31日現在1,019箇所）。
- (2) OSS利用促進のため、自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会と連携して国土交通省と継続的に協議を行った。

3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省自動車局自動車情報課、国土交通省航空局無人航空機安全課、国土交通省海事局検査測度課、日本小型船舶検査機構、（公財）自動車情報利活用促進協会を訪問し、関係業務について意見交換を行い、良好な関係の維持に努めるとともに、行政書士の活用を求めた。
- (2) 令和5年1月から開始する「車検証の交付に係る事務の委託制度」について、国土交通省からの依頼のもと、各単位会に対して、実証実験の参加者の募集、電子車検証及び検査標章サンプルの送付等を行い、実務を行ううえで参考となる情報等の提供を行った。
- (3) 国土交通省自動車局自動車情報課、軽自動車検査協会及び地方税共同機構と軽自動車OSS（新規検査）の開始に関する協議を行った。使い勝手の良いシステムの構築や開始前に具体的なシステムのデモンストレーションの実施を要請する等、スムーズな運用に向けた対応を行った。
- (4) 国土交通省を通じてコンサルティング会社から依頼を受け、自動車運送事業の申請手続の電子化に関してのヒアリング調査への対応を行った。

＜建設・環境部門＞

1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 国土交通省「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」に出席し、CCUSの推進や今後の重点課題等に関する情報収集に努めた。
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課と建設業許可・経営事項審査の電子申請化に関する

意見交換を実施し、既存の電子申請システムとのデータ連携や添付書類等について協議を行った。

- (3) 国土交通省から、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂、建設業法施行規則等の一部改正、建設業法令遵守ガイドラインの一部改正、資源有効利用促進法政省令等についての周知依頼があったことを受け、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (4) 建設業法施行規則等の一部改正に伴い、経営事項審査における評価項目が改正されるとともに、許可申請の電子化に伴う提出書類の省略についての取扱いが変更となったことから、注意喚起のため各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (5) 建設業法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、各単位会宛てに周知するとともに、会員サイトにも情報を掲載した。
- (6) (一財)建設業振興基金が実施した建設キャリアアップシステム認定登録機関の公募に際して、関係する単位会を対象として、積極的に応募するよう協力依頼を行った。
- (7) 全国建設労働組合総連合と建設キャリアアップシステム、CCUS 代行申請に関する意見交換を行った。
- (8) 斎藤鉄夫国土交通大臣を表敬訪問し、行政手続のデジタル化において、無資格者によるなりすまし申請を防止するために代理人による申請の仕組みを設けていただくことを要望した。
- (9) 国土交通省不動産・建設経済局の建設業課、建築指導課、不動産業課、建設市場整備課及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、環境省地球環境局地球温暖化対策課を訪問し、関係業務に関する意見交換を行うとともに、デジタル化についての情報提供を求め、行政書士の代理申請の仕組みの構築等を要望した。

2 電子申請への対応、新規業務獲得に向けた実務研究

- (1) 長橋和久氏（国土交通省不動産・建設経済局局長）、平山耕吏氏（同局建設業課企画専門官）、沖本俊太朗氏（同局建設市場整備課建設キャリアアップシステム推進室長）を講師に迎え、ワイス公共データシステム（株）と共に「建設業セミナー2022」をオンライン配信にて開催し、全国2,000名を超える行政書士・建設業者等が聴講した。また、セミナーの内容を記載した報告冊子を作成し、各単位会、各都道府県庁、関係団体等へ配付した。
- (2) 岩下泰善氏（国土交通省不動産・建設経済局建設業課課長）を講師に迎え、(一財)建設業情報管理センターと共に「建設業行政をめぐる最近の話題」と題したオンラインセミナーを開催し、全国1,700名を超える行政書士・建設業者等が聴講した。
- (3) 令和5年1月から運用開始される建設業許可・経営事項審査の電子化に伴い、国土交通省不動産・建設経済局建設業課と連携し、行政書士限定で「建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて」と題したオンラインセミナーを開催し、1,800名を超える行政書士が聴講した。また、同セミナーの内容を、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。
- (4) 北村喜宣氏（上智大学法学部地球環境法学科教授）を講師に迎え、行政書士限定で「環境法の規制はなぜあるか」と題したオンラインセミナーを開催した。また、同セミナーの内容を、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。
- (5) パブリックコメント「宅地建物取引業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募

集について」「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正案に関する意見募集について」「国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件」の一部改正案に関する意見募集について」「建設業法施行規則」の一部改正案に関する意見募集について」「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）に関する意見募集について」「建設コンサルタント登録規程および地質調査業者登録規程の一部を改正する告示案に関する意見募集について」「建設業法施行令」の一部改正案に関する意見募集について」「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面等を定める告示案」等に関する意見募集について」「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正並びに「ストックヤード運営事業者登録規程（案）」に関する意見募集について」「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部改正並びに関係告示案」に関する意見募集について」「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の解釈・運用の考え方」等の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について」について、意見提出を行った。

- (6) (一財)建設業振興基金協力のもと、中央研修所の実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場登録について解説した「CCUS 現場運用ロールプレイング」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (7) 全国建設業担当者会議を開催し、建設業許可・経営事項審査の電子化や電子入札コアシステム等についての講演を行った後、意見交換を行った。担当者会議の開催に先立ち、各単位会に対して、令和5年1月の建設業許可・経営事項審査の電子化や入札参加資格申請の電子化の進捗状況の各都道府県の対応状況に関するヒアリングの協力依頼を行った。
- (8) 岩手県行政書士会から、行政書士による重要事項説明書のドラフト作成について照会があつたことから、対応の検討を行い、「重要事項説明書の作成について（回答）」（令和4年8月23日付・日行連発第646号）にて回答した。
- (9) 行政書士が行っている各種許認可申請業務を国民に広く認識してもらうことを目的に業務周知用ポスターを作成し、各単位会へ配付した。

＜社労税務・生活衛生部門＞

1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 金融庁総合政策局金融仲介業室に対して、金融サービス仲介業の制度概要及び登録手続等に関する記事の執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R4.8月号（No.597）に掲載した。
- (2) 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び（公社）日本獣医師会と令和4年6月開始の犬と猫のマイクロチップ情報登録制度に関する協議等を行うとともに、行政書士法の遵守を要請した。また、同室に犬と猫のマイクロチップ情報登録制度に関する記事の執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R4.10月号（No.599）に掲載した。
- (3) 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室を訪問し、「労働者協同組合」に関する法人制度に係る意見交換を行うとともに、令和4年10月から開始の「労働者協同組合」に関する法人制度に係る記事の執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R5.1月号（No.602）

に掲載した。

- (4) 公安調査庁調査第二部第一課経済安全保障特別調査室から、経済安全保障の確保に向けた技術・データ・製品等の流出防止に関する周知協力の依頼があったことから、記事の執筆依頼を行い、「月刊日本行政」R5.2月号（No. 603）に掲載した。
- (5) 総務省自治税務局固定資産税課、総務省自治税務局都道府県税課、総務省自治行政局市町村課、総務省消防庁予防課、警察庁長官官房企画課、国土交通省観光庁観光産業課民泊業務適正化指導室、国土交通省観光庁観光産業課旅行業務適正化指導室、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課薬局・販売制度企画室、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、内閣府共助社会づくり推進担当、内閣府子ども・子育て本部、内閣府子どもの貧困対策担当、金融庁監督局証券課を訪問し、関係業務に関する意見交換を行うとともに、デジタル化についての情報提供を求め、行政書士の代理申請の仕組みの構築等を要望した。

2 業務の実務研究

- (1) 令和3年度に引き続き、令和2年6月1日の改正食品衛生法施行によるHACCP制度化のため、全ての飲食店にHACCPの導入が法的義務（1年間の経過措置あり）となったことを受けて、本制度への理解を深めるため、各単位会でHACCPに関する研修会等を実施する際に、専門員の紹介を行えるよう調整した。
- (2) 令和3年度に引き続き、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）の改正により、令和3年8月1日から地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が始まったことを受けて、本制度への理解を深めるため、各単位会で薬機法に関する研修会等を実施する際に、専門員の紹介を行えるよう調整した。
- (3) 行政書士限定で、オンライン配信によるセミナー「認定薬局制度と薬局支援について」を開催し、地域連携薬局を中心とした薬局関連の許可申請等に関する基礎的な事項や行政書士業務における注意事項等を周知して、会員の能力担保に努めた。また、同セミナーの内容をビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。
- (4) 各単位会宛に社労業務について全国の申請先窓口でトラブルとなった事例等に関する実態調査を行い、各単位会へ集計結果を送付するとともに、今後の対応に関して報告を行った。
- (5) 許認可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議を開催し、内閣府担当者から「NPO法人設立手続の概要及びWEB報告システムについて」、厚生労働省担当者から「社会福祉連携推進法人制度について」、行政書士実務者から「行政書士の医療法人業務について」の講演が行われた。また、単位会から具体的な取組み事例の報告をいただいたうえ、意見交換等を行った。
- (6) 行政書士が行う各種許認可申請業務を広く国民に認識いただくため、各都道府県を始めとした市区町村の窓口に掲示いただくことを目的として、許認可を要する法人関係業務の周知用ポスターを作成し、各単位会へ配付した。

3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

社労業務取扱証明書の発行について、「月刊日本行政」R4.9月号（No. 598）で周知し、希望会員に対して証明書を発行し、各単位会を通じて配付した。

＜農地・土地利用部門＞

1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究

- (1) 建築基準法上の「道路」の定義を始めとして「接道義務」やその適用除外等の土地関連業務に必要な知識について会員の能力担保を図るため、行政書士限定で、オンライン配信によるセミナー「建築基準法上の「道路」について」を開催した。また、同セミナーの内容を、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。
- (2) 農林水産省の担当者にも参加いただき農地法関係業務担当者会議を開催し、主に農地転用許可制度の運用のばらつきや違反転用の取扱いについて意見交換を行った。
- (3) 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課から、国土利用計画法に基づく事後届出制について周知依頼があつたことから、各単位会宛てに周知した。
- (4) 農林水産省農村振興局から、農地転用許可事務の適正化及び簡素化について周知依頼があつたことから、各単位会宛てに周知した。
- (5) 行政書士が行っている各種許認可申請業務を国民に広く認識してもらうことを目的に業務周知用ポスターを作成し、各単位会へ配付した。
- (6) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されるにあたり、農地法第3条第2項第5号に規定されている下限面積要件が令和5年4月1日から廃止されることから、各単位会へ周知した。

2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

- (1) 國土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）に、マンション管理適正化法の改正概要及びマンション管理計画認定制度に関する記事の執筆を依頼し、「月刊日本行政」R4.12月号（No.601）に掲載した。
- (2) 農林水産省の経営局農地政策課、農村振興局農村政策部農村計画課、大臣官房デジタル戦略グループ及び林野庁森林整備部森林利用課と、農地所有適格法人設立要件の緩和、農地法第4条の許可申請における運用のばらつき、農地台帳のオンライン閲覧の推進及び森林経営管理制度等について意見交換を行った。
- (3) 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課と、農地法施行規則第29条に係る規制見直し、農地転用手続の運用のばらつき、申請時の添付書類の削減等について意見交換を行った。
- (4) 農林水産省経営局農地政策課と、農用地利用集積等促進計画及び人・農地等の関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置に関して意見交換を行った。
- (5) 茨城県結城郡八千代町において、農業の急速な流動化を図るとともに外国人労働者を導入する等、農業に力を入れていることから、同町を訪問し、農業従事者と行政書士が連携して、全国的なモデルケースとなる事例作りができるよう意見交換を行った。
- (6) 農地法及び農地転用のウィキペディアに「建築士」も農地転用手続が行える旨の記載があつたことから、「建築士」の説明文を削除し、改めて情報の見直しを行った。
- (7) 國土交通省住宅局、総務省自治行政局行政課、（一社）日本マンション管理士会連合会、（公社）マンション管理センターとマンション管理計画認定手続支援システムについて協議を行い、行政書士法の遵守及び行政書士の代理申請の仕組みの構築を要望した結果、システム内でも代理人による申請が可能になった。

【法務業務部】

<部全体>

1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

- (1) 金融機関や各種団体との連携について、各単位会が地元金融機関との連携を推進する際の参考資料として金融機関協定書ひな型を関係部署と調整し、各単位会へ配付した。
- (2) 日本公証人連合会と協議し、公証手続や外国人の遺言、事業承継に関する理解促進を図ることを目的として、令和3年度に引き続き「公証人に聞く！教えてミネルヴァくん」の記事を「月刊日本行政」R5.1月号（No. 602）から継続して連載することとした。

日本公証人連合会からの、全国的な広報活動の展開に係る連携依頼を受け、各単位会へ地元の公証人会との連携について協力を依頼した。さらに、当該連携結果を調査し、各単位会へフィードバックするとともに日本公証人連合会とも情報共有し、今後の更なる連携を推進することとした。

また、日本公証人連合会からの依頼に基づき、株式会社が発起人である場合の定款認証の際の実質的支配者の認定根拠資料について、今後は株主名簿の添付を求めないことを会員サイトにて周知した。

- (3) 超高齢社会の中で行政書士が提供するリーガルサービスを検討するため、その考え方の基礎として老年学（ジェロントロジー）に関する調査研究に取り組んだ。当該分野の研究に先進的に取り組んでいる小林二三夫氏（神奈川大学経営学部兼任講師）、前田展弘氏（（株）ニッセイ基礎研究所ジェロントロジー推進室上席研究員）、樋口範雄氏（東京大学名誉教授、武蔵野大学法学部特任教授）の有識者3名に依頼し、超高齢社会における今後の状況や行政書士への期待等について意見交換を実施し、その内容を「月刊日本行政」R4.11月～R5.1月号（No. 600～602）に掲載した。

また、老年学（ジェロントロジー）の考えを会員個人の業務や単位会事業に取り込み、高齢者支援サービスの必要性と行政書士制度の理解普及を図ることを目的として、令和5年1月24日に「高齢者支援に関する全国担当者会議」を実施した。同会議では前出の樋口範雄氏から「超高齢社会の日本と法のあり方」について基調講演をいただいたほか、「高齢者に向けた情報発信の取組事例」について2単位会から事例発表いただき、意見交換を行った。

- (4) 総務省から関係各所へ「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」総務省自治行政局行政課長通知が発出されたことを受け、同内容の各単位会への周知及び本会ホームページ会員サイトへの掲載を行った。

<権利義務・事実証明部門>

1 改正法によりもたらされる行政書士業務に対する影響の精査とその対応

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて、相続土地国庫帰属制度に係る制度概要や資格者として行政書士が書類作成に関与できることを会員に周知した。

また、令和5年4月から施行される相続土地国庫帰属制度の具体的な内容について、単位会向けに周知したほか、法務省に講義いただき、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「相続土地国庫帰属制度の概要」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。

2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供

- (1) 公証手続の電子化、定款認証に関する実態調査について、法務省からの依頼により、アンケートへの協力を単位会を通じて会員に周知した。また、公証手続の電子化に関して、法務省が開催する実務者協議会に参加し、現場でのニーズや課題について意見を示した。
- (2) 在留外国人の相続手続（準拠法等）、財産承継手続（遺言等）の調査研究のため、志田博文氏（元公証人）に寄稿を依頼し「涉外相続について（準拠法の確定及び涉外遺言を中心として）」を「月刊日本行政」R4.10月号（No.599）に掲載した。
- (3) デジタル推進本部と連携し、公証手続の電子化に関して日本公証人連合会を訪問し意見交換を行った。
- (4) 従前作成された「相談対応マニュアル」を再度検討し、高齢者の相談に特化した相談業務の手引書として調整し、会員サイトにて掲載した。
- (5) 「家族法制の見直しに関する中間試案」パブリックコメント等を確認し、引き続き情報収集を行った。
- (6) 法務省の依頼により、（株）ぎょうせい発刊の「法律のひろば」R4.12月号の特集「相続多発時代における遺産分割・相続手続の促進」～「遺産分割の促進に向けた行政書士・行政書士会の取組」を寄稿した。
- (7) 栃木県行政書士会からの土地所有者探索に関する職務上請求の可否に係る照会について、関係部署と意見調整し回答した。

3 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信

- (1) 国土交通省から、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正施行について関係部署と共に説明を受け、調査研究を行った。
- (2) 自由民主党の所有者不明土地等に関する特別委員会におけるヒアリングに対応した。
- (3) 所有者不明土地・空き家の利活用が注目される中、先進的な取組みを行っている単位会を調査し、その内容を各単位会や会員に周知するため、アンケートを実施した。
- (4) 全国空き家対策推進協議会について、引き続き有識者を派遣したほか、12月2日に実施されたリモート講演会、1月19日に実施された空き家流通促進の公民連携事例発表を聴講した。
- (5) 日本不動産学会について、5月30日に実施されたシンポジウム「民事基本法制の見直しと所有者不明土地問題」を聴講し情報収集を行った。

＜法務事務・成年後見部門＞

1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究

- (1) 最高裁判所と厚生労働省を訪問し、行政書士会における成年後見制度の取組み状況について説明し、行政書士の活用をお願いした。
- (2) 厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議委員の住田敦子氏（(特非)尾張東部権利擁護支援センター長）を講師に招き、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「これからのが成年後見制度と法律専門職に求められる意思決定支援—相談業務における権利擁護の視点—」を収録し、中央研修所研修サイトに登載した。
- (3) 成年後見業務における不正事案に対する保証制度を検討した。保証事業の主体、原資の確保等の様々な課題があることから、令和5年度においても引き続き検討することとした。

- (4) 成年後見制度を始め高齢者を中心とした周辺業務の全国的普及のため、高齢者支援パンフレット（行政書士サポートマップ）の内容を改訂し、各単位会及び会員へ配付した。
- (5) 行政書士制度調査室の依頼により、規制改革・行政改革ホットラインへ提出する意見として、相続放棄の申述に関する意見を提案した。
- (6) 日本成年後見法学会について、5月28日に実施された学術大会、10月8日に実施された国際ミニシンポジウムを聴講し情報収集を行った。

2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

コスモス役員との意見交換会を令和5年1月12日に実施した。行政書士会として一体となって成年後見制度に取り組んでいくための諸課題を共有し、コスモスの支部設置に向け協力連携していくこと等を確認した。

【国際・企業経営業務部】

<国際部門>

1 国際業務に関する調査研究

- (1) 「「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に係る意見募集」「「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」に係る意見募集」等の各種パブリックコメントについて、意見を提出了。
- (2) 「本会国際・企業経営業務部国際部門と各地協国際業務担当者との意見交換会」を開催し、各地方協議会担当者と情報交換及び意見交換等を行った。
- (3) 建設分野における特定技能制度について、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課から講師を招き、オンラインセミナー「建設分野特定技能外国人受入計画認定制度における最新の情報について」を開催した。
- (4) 行政書士が関与する特定技能制度について、オンラインセミナー「行政書士関与の特定技能制度についてのシンポジウム」を開催し、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトへ登載した。
- (5) 建設分野における特定技能制度の改正について、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課から解説を寄稿いただき、「月刊日本行政」R4.11月号（No.600）に掲載して周知を図った。
- (6) 金融庁からの国際金融センターの実現に向けた協力依頼に基づき、引き続き外国人の法人設立・在留資格取得等を支援することができる「外国語対応可能な行政書士」を集約し、金融庁ヘリストを提出了。
- (7) 出入国在留管理庁出入国管理部審判課と仮放免の制度について意見交換を行った。
- (8) 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課と在留申請のオンライン手続における実務上の不都合な点等について意見交換を行った。
- (9) 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課に登録支援機関による特定技能制度に係る申請書類作成の是正等に関する要望書を提出了。これを受け、出入国在留管理庁ホームページ上に「弁護士及び行政書士以外の者が、在留諸申請の書類を含む官公署に提出する申請書等の書類の作成を報酬を得て業として行うことは、行政書士法違反に当たるおそれがあるので留意願います。」と新たに追記された。

- (10) 出入国在留管理庁政策課と外国人への総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証制度等について意見交換を行った。
- (11) 自由民主党外国人労働者等特別委員会に出席し、技能実習制度と特定技能制度の在り方等について意見を発表した。
- (12) ロシアによるウクライナ侵攻に伴うウクライナ避難民の支援に向け、専用電話番号及び専用メールアドレスを設け、無料相談窓口を開設した。また、本支援への対応について単位会への予算措置を実施し、あわせて AI 通訳機ポケトークを配付した。在日ウクライナ大使館を表敬訪問し、在留資格の変更手続を始めとする支援を行っていく旨を伝達した。
- (13) 出入国在留管理庁長官を訪問し、本会及び各単位会のウクライナ避難民等支援活動状況等を報告すると共に、拡充していくオンライン申請等において行政書士制度への充分な理解を求めるべく意見交換を行った。
- (14) 財務省国際局調査課から「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」について周知依頼があり、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」について（周知）（令和 5 年 3 月 24 日付・日行連発第 1834 号）にて単位会への周知を行った。
- (15) (独) 国際協力機構 (JICA) 等が主体となって外国人労働者の支援をする JP - MIRAI と登録支援機関等の認証制度（案）等について意見交換を実施した。

＜知的財産部門＞

1 知的財産業務に関する調査研究

- (1) 著作権法改正の動向や知的財産分野に関する施策の展開状況等を調査するため、文化庁著作権課との意見交換や文化庁文化審議会等を傍聴し、情報収集を行った。
- (2) 不正商品対策協議会 (ACA) への出席及び「ほんと？ホント！フェア」の開催並びに ACA が共催する「アジア知的財産権シンポジウム 2023」に参加する等して協力し、知的財産の保護及び不正商品の排除に向けた普及啓発と共に、行政書士業務に関する広報活動を行った。
- (3) 「「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集」「「文化審議会著作権分科会 法制度小委員会 報告書（案）」に関する意見募集」等の各種パブリックコメントについて、意見を提出した。
- (4) 「知的財産推進計画 2022」について、内閣府知的財産戦略推進事務局から解説を寄稿いただき、「月刊日本行政」R4. 9 月号 (No. 598) に掲載して周知を図った。
- (5) 地理的表示 (GI) 法や種苗法における農林水産分野の知的財産業務について、農林水産省輸出・国際局から講師を招き、オンラインセミナー「農水知財に関するシンポジウム」を開催した。また、ビデオ・オン・デマンド研修として中央研修所研修サイトへ登載した。
- (6) 農林水産省により設立された、GI 登録生産者団体の全国組織である「日本地理的表示協議会」の協力会員として「地理的表示保護制度の運用見直しに関する説明会」「通常総会」「公開シンポジウム（世界に誇るべき GI という財産）」に出席し情報収集を行った。
- (7) 昨年に引き続き、農林水産省輸出・国際局への任期付職員として農林水産分野の知的財産業務に精通した行政書士の派遣を実施した。
- (8) 権利者団体による「著作権者不明等の場合の裁判制度の利用円滑化に向けた実証事業」に協力した。令和 4 年度も引き続き裁判申請の利用円滑化の実現に向けた課題整理や当該業務に関

する研究を行った。

- (9) 行政書士が行う各種著作権業務や農林水産分野における知的財産の保護に係る申請業務等を国民に広く認識してもらうことを目的に業務周知用パンフレット3種を作成し、単位会に配付した。あわせて、本会ホームページ及び会員サイトにデータを公開した。
- (10) 文化庁著作権課が著作権普及啓発事業として実施する若年層向けの動画教材の作成企画に、審査委員を派遣した。
- (11) 文化庁著作権課が著作権普及啓発事業として実施する国民の著作権に対する意識調査に、審査委員を派遣した。
- (12) 文化庁著作権課を訪問し、「文化審議会著作権分科会法制度小委員会」の資料等における今後の著作権法の改正のうち「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化」の構想について意見交換を行った。

2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応

- (1) 著作権相談員養成研修について、効果測定問題の整理及び新規作成を行い、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「令和4年度著作権相談員養成研修」を中央研修所研修サイトへ登載した。
- (2) 著作権相談員養成研修について、「令和5年度著作権相談員養成研修」のビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトへの登載に向けて、講義内容を一部最新情報へと再収録するとともに、効果測定問題の整理及び新規作成を行った。
- (3) 著作権相談員名簿(6,103名)を集約し、各関連団体（文化庁、（公社）著作権情報センター、（一財）ソフトウェア情報センター）へ提出した。あわせて、新規著作権相談員に対し、著作権相談員カードを発行した。
- (4) 著作権相談員の資質向上等を目的にした「著作権相談員プラッショアップ研修」として、新たに2講座をビデオ・オン・デマンド研修として中央研修所研修サイトへ登載した。

3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデル事業案の検討

- (1) (大) 山口大学、(一社) コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)と締結した協定（「著作権の普及啓発に係る包括連携協力に関する協定」）のもと立ち上げた著作権教育Eネットワークの活動において、著作権教育の普及啓発を目的として、小学校の中学校年及び高学年向きの著作権学習教材（パワーポイント資料及び動画教材）を制作し、本会ホームページ及び会員サイトにて公開するとともに、「月刊日本行政」R5.1月号（No.602）にて周知を行った。
- (2) 著作権教育伝道師による著作権教育の模擬授業の動画作成に着手した。

＜企業支援部門＞

1 中小企業支援（知的資産経営支援業務）等の調査研究

- (1) 総務省からの協力依頼を受け単位会に発信した「新型コロナウイルス感染症対応のための相談窓口設置について（依頼）」（令和2年4月9日付・日行連発第40号）を始め、単位会への各協力要請等により、引き続き行政書士のコロナ禍における中小企業等支援体制の構築に取り組んだ。また、政府が行う新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する政策について情報収集を行い、会員への周知を行った。
- (2) 総務省、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所に対して、各種補助金申請や事業承継等

に関する行政書士業務の周知や行政書士の活用、行政書士法の遵守、行政書士が行う支援の状況についての申入れを行った。

- (3) (一社) 全国生活衛生同業組合中央会からの、生活衛生関係営業に従事する事業者に対する中小企業庁所管の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金・月次支援金及び事業復活支援金」等や各都道府県独自の各種給付金等に関し、相談、申請補助等に関する支援要請に基づき各単位会に協力依頼を行い、引き続き対応を図った。
- (4) (株) 日本政策金融公庫と連携し、中小企業及び小規模事業者向け補助金情報チラシ作成、事業者向けメールマガジンのコンテンツ作成等を行い、一部は「月刊日本行政」R4. 10月号(No. 599)に掲載し会員の業務への活用を図った。
- (5) (一社) 全国銀行協会に対し、「金融機関と単位会との連携に係る協定書」(参考ひな形)に関する連携協力の申入れを行い単位会へも周知を行った。また、その他の金融機関にも継続的な協議実施の働きかけを行い、行政書士による事業者への継続的な支援体制の構築に取り組んだ。
- (6) (株) 日本政策金融公庫との連携について、今後会員に期待する具体的な取組みに関する一考察を「月刊日本行政」R5. 2月号 (No. 603) に掲載し、業務への活用を促進した。
- (7) 中小企業庁を訪問し、令和4年3月17日に中小企業庁から発行された「事業承継ガイドライン第3版(令和4年3月改訂)」における事業承継の士業専門家に行政書士を含めるよう要望した。
- (8) (国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) から、ベンチャー企業の技術開発に係る企業支援業務の協力依頼を受け、協力関係構築に向けての協議を行った。また、単位会に「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの連携依頼について」(令和4年7月27日付・日行連発第500号) を発信し、協力関係構築に関する事前周知を行った。

【登録委員会】

1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導

- (1) 必要に応じて法令、会則、規則及び事務処理要領の適用や他士業の事例等を調査研究し、滞りなく統一的な登録事務がなされるよう、各単位会に対し指導及び協力要請を行った。
- (2) 特定行政書士法定研修修了者について、行政書士名簿に特定行政書士である旨の付記を行い、あわせて新たな行政書士証票の発行対応を図った。
- (3) 総務省と連携を図り、登録に関する協議（行政書士法改正に伴う各種取扱い等）を行い、対応を図った。
- (4) 税理士法の一部改正を含む所得税法の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）が公布されたことを受け、行政書士法の一部が改正されたことに伴い関係する規則様式を改定する等の対応を図った。
- (5) 行政書士会員管理システムについて、機能向上を目指した改修を図った。また、当該システムの再構築に向けた対応について協議を行った。

2 登録申請書類の審査

- (1) 全体委員会を3回、小委員会（審査）を21回開催し、各申請書類の審査を厳格適正に行つた。
- 審査・処理件数は次のとおりである。

(参考)

令和4年度

・新規登録	2,713 件
法第2条第1号該当 :	2,017 件
第2号該当 :	9 件
第3号該当 :	7 件
第4号該当 :	26 件
第5号該当 :	278 件
第6号該当 :	376 件
・変更登録	3,538 件
・登録抹消	1,958 件
廃業 :	1,592 件
死亡 :	349 件
法第2条の2旧第2号該当 :	0 件
法第2条の2第2号	
(旧同条第3号) 該当 :	1 件
法第2条の2第3号	
(旧同条第4号) 該当 :	5 件
法第2条の2第4号	
(旧同条第5号) 該当 :	0 件
法第2条の2第6号	
(旧同条第7号) 該当 :	1 件
法第2条の2第7号	
(旧同条第8号) 該当 :	1 件
法第7条第1項第4号該当 :	0 件
法第7条第2項該当 :	9 件

令和3年度

・新規登録	2,687 件
法第2条第1号該当 :	1,863 件
第2号該当 :	6 件
第3号該当 :	8 件
第4号該当 :	32 件
第5号該当 :	361 件
第6号該当 :	417 件
・変更登録	3,738 件
・登録抹消	1,881 件
廃業 :	1,576 件
死亡 :	288 件
法第2条の2旧第2号該当 :	0 件
法第2条の2第2号	
(旧同条第3号) 該当 :	6 件
法第2条の2第3号	
(旧同条第4号) 該当 :	8 件
法第2条の2第4号	
(旧同条第5号) 該当 :	0 件
法第2条の2第6号	
(旧同条第7号) 該当 :	0 件
法第2条の2第7号	
(旧同条第8号) 該当 :	0 件
法第7条第1項第4号該当 :	0 件
法第7条第2項該当 :	3 件

・行政書士法人の成立届	178 件
・　〃　　変更届	633 件
・　〃　　合併届	1 件
・　〃　　入会届	36 件
・　〃　　退会届	20 件
・　〃　　解散届	5 件
・　〃　　清算結了届	2 件
・　〃　　継続届	0 件

・行政書士法人の成立届	193 件
・　〃　　変更届	573 件
・　〃　　合併届	0 件
・　〃　　入会届	31 件
・　〃　　退会届	14 件
・　〃　　解散届	5 件
・　〃　　清算結了届	4 件
・　〃　　継続届	0 件

(2) 登録の適格性や申請内容に疑義のあるものについては、当該申請者に対し、経由単位会を通じて登録資格（行政書士法第2条第二号～第六号該当者）や業務形態（会則第61条に係る事項）等についての具体的な事実の確認を行うとともに、単位会長の意見等も踏まえて公正な審査に努めた。

【申請取次行政書士管理委員会】

1 出入国管理手続の公正かつ円滑な実施への対応

(1) 出入国管理及び難民認定法等に関する運用実態について把握に努めた。また、出入国在留管

理庁在留管理支援部在留管理課と入管法関係法令に係る運用等についての協議を行う等、連携強化を図ったほか、委員会案件等課題事項の共有を促進した。

- (2) 国際・企業経営業務部国際部門との連携により、デジタル化に伴うオンライン申請における専門職としての行政書士の関わり方について関係部門と協議した。
- (3) 申請等取次業務に関して、行政書士に対する懲戒等の種類や留意点について、いくつかの事例を通して解説した「入管業務に関する職務倫理（事例編）」を作成し、中央研修所が実施するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして中央研修所研修サイトに登載した。

2 委員会規則に係る調査及び対応

「申請取次行政書士の届出にかかる処分に対する異議申立手続規則」に基づく、会員からの異議申立案件について対応するとともに、手続における諸課題の洗出しを行った。

3 申請取次制度の普及と充実

- (1) 中央研修所と連携し、入管業務を適正に行うための申請取次事務研修会（計3回）及び申請取次実務研修会（計4回）を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び利便性向上のため、中央研修所研修サイトを利用したe-ラーニング形式で実施した。あわせて、会員の受講機会確保のため、更新手続に事務研修会の修了証書を使用できるとした特例措置を講じた。
- (2) 申請取次行政書士による適正な業務推進を徹底するため、研修内容の充実を図るとともに、会員が講義内容をより深く理解できるよう、テキスト等の充実を図った。あわせて、入管業務を行う際に必要となる知識や考え方の修得に活用できるよう効果測定用設問集のより一層の充実を図るため、改訂作業を行い会員サイトに掲載した。
- (3) 倫理研修の義務化に伴う「申請取次事務処理の手引き」の改訂作業を進めた。
- (4) (公財) 入管協会を訪問し、研修資料等について情報収集を行った。
- (5) 会員に対する申請等取次業務の利便に資するため、出入国在留管理庁に入国・在留審査要領の開示請求を行い、会員サイトに掲載した。

4 各地方出入国在留管理局の訪問、申請取次責任者との連絡、調整

- (1) 各地方協議会との申請取次行政書士管理委員会責任者会議開催にあわせて、管轄の地方出入国在留管理局を訪問し、入管行政の現況等について意見交換を行うとともに、地方協議会に情報共有を行った。
- (2) 地方協議会ごとに申請取次行政書士管理委員会責任者会議を開催した。各単位会における申請取次行政書士管理委員会の運営や申出手続等に関する課題点、職務倫理に係る取組み事例について共有し、意見・情報交換等を行った。

5 申請取次行政書士管理委員会等（単位会）への助成

各単位会における申請取次行政書士管理委員会等の活動に向けた助成措置を行った。

【規制改革委員会】

1 規制改革・行政改革等への総合的対応

- (1) 内閣府規制改革推進室が実施している規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）に関して、提出意見案を作成し、行政書士制度調査室に提案した。
- (2) 西村明宏環境大臣及び秋葉賢也復興大臣を表敬訪問し、法改正等の動きについての情報提供を依頼した。その様子を「月刊日本行政」R4.12月号（No.601）に掲載した。

(3) 内閣府規制改革推進会議のデジタルワーキング・グループの専門委員である田中良弘氏（立命館大学法学部教授）を招聘し、「政府における規制改革及びデジタル・ガバメントの動向について」というテーマにて講演いただいた。あわせて、意見交換を行い、情報収集に努めた。

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

1 ADR代理権の取得に向けた対応

- (1) 認証取得済単位会に対して、ADR分野別取扱件数等に関するアンケートを実施した。
- (2) 基本合意書の見直しに係る検討を行った。
- (3) 行政ADRについて、有識者との意見交換を行った。

2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催

令和5年2月2日に認証取得済単位会及び本会本部員による課題検討協議会をオンラインで開催し、調停（相談対応）の実施状況やODRの取組み状況について意見交換・情報共有を行った。

3 日行連によるADR調停人養成のための効果測定の策定

「調停スキルに関する研修（応用編）」に関する効果測定問題・回答を作成し、認証取得済単位会に対して提供した。

4 単位会が実施する研修への対応及びビデオ・オン・デマンド研修コンテンツの利活用に係る検討・改善

- (1) 中央研修所研修サイトに登載済みのADRに関するビデオ・オン・デマンド研修コンテンツについて、内容の見直しを検討した。
- (2) ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして「敷金返還・原状回復分野「ガイドライン」」を作成し、中央研修所研修サイトに登載した。

5 関係機関・団体との連携強化と情報分析

- (1) (一財)日本ADR協会等のADR関係機関・学術団体主催のシンポジウム等に参加し、情報収集を行った。
- (2) 法務省のODR推進会議にオブザーバーとして参加した。
- (3) 行政書士が行うODRの可能性を探るため、模擬ODRを複数回実施し、関係単位会が視聴できるようライブ配信を行うとともに、各センターの研修事業に活用できるようデータ配付を行った。

6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

- (1) 認証取得済単位会の対外的PR活動等について、令和3年度末時点で法務大臣の認証を取得している東京、愛知、京都、新潟、和歌山、岡山、神奈川、兵庫、埼玉、北海道、香川、山口、大阪、奈良、宮城、静岡、福岡、長野、三重の19単位会を対象として支援を行った。
- (2) 更なるADR事業の推進を目的とし、本会及び認証取得済単位会を対象としたADR業務過誤賠償責任保険の加入を継続した。
- (3) 各センターの研修事業を支援するため、講師として本部員を派遣し研修を実施した。
- (4) 「月刊日本行政」R4.6月号（No.595）～11月号（No.600）、R5.2月号（No.603）、R5.3月号（No.604）にて、各ADRセンターの取組み等を掲載し、ADR事業に対する理解促進を図った。

【デジタル推進本部】

1 デジタル・ガバメントにおける行政書士業務の現状把握と具体的な施策

(1) 各業務部と連携し、次の活動を行った。

①国土交通省不動産・建設経済局建設業課と建設業許可・経営事項審査の電子申請化等に関する意見交換。

②法務省による公正証書電子化に関する実務者との協議会へ参加。

③日本公証人連合会を訪問し、電子定款認証と公正証書の作成に係る手続のデジタル化について意見交換。

(2) 牧島かれんデジタル大臣及び小林史明デジタル副大臣を表敬訪問し、行政手続のデジタル化に関して情報交換するとともに、本会の取組みについて説明した。

(3) デジタル臨時行政調査会の運営支援委嘱を受け、行政手続のデジタル化に関する棚卸調査、地方自治体向けマニュアルを活用した実装を行う自治体へのコンサルティング支援の実証事業等について、デジタル庁と意見交換を行った。

(4) デジタル庁補助金申請システム(jGrants)について、実務者ヒアリングへの対応を行った。

(5) デジタル庁「デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル構成員」の委嘱を受け、处分通知のデジタル化に向けたガイドラインの作成に協力した。

(6) デジタル庁の協力により、オンライン配信によるセミナー「行政のデジタル化の現在地とその展望・行政書士の役割」を開催し、令和6年度にかけて各分野で本格的に稼働しようとしている電子申請システムや、これらを包摂する政府の取組み等について、帆足雅史氏（デジタル庁参事官）と服部副本部長との対談形式にて実施した。その後、ビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、中央研修所研修サイトに登載した。

(7) 行政手続のデジタル化への対応や会務のDXへの取組みの現状、行政書士のデジタルリテラシー向上への取組み、各種の取組みを通じて感じている課題点等を共有するため、各单位会デジタル担当者との意見交換会を地方協議会単位で開催した（今期は関東、近畿、九州地方協議会と実施）。

(8) 電子認証局会議に出席し、電子委任状取扱事業者との意見交換を行った。

(9) (一社) 行政情報システム研究所の意見交換会「行政サービスにおけるデジタル格差について」に出席した。

(10) 「行政手続のデジタル化と行政書士の役割について」をテーマにした記事を「月刊日本行政」R5.3月号（No. 604）に掲載した。

2 行政書士会員管理システムの改修

(1) 提案依頼書（RFP）作成支援を依頼するため、4社からの提案を比較し、業者選定を行った。選定したコンサルティング会社（(株)シグマクシス）とともに現システムにおける課題点、業務要件の洗出し等を行った。

(2) 各単位会における会員管理に関する現状と要望を把握すべく、アンケートの実施及び複数単位会へのヒアリングを行った。

(3) 作成した提案依頼書を基に10社への見積り依頼を行った。提案のあった5社を比較検討し、システムを構築する業者（(株)ユー・エス・イー）を選定し、理事会の承認を受けた。

(4) 令和6年2月頃の稼働開始を目指しシステム開発に着手した。システムの概要は以下のとおり。

- ①デジタル庁が開発する国家資格等情報連携・活用システム（仮称）との将来的連携を前提としてSalesforce（クラウド型CRMプラットフォーム）を利用したシステムとする。
- ②会員情報を本会のみならず各単位会も共通利用できるようにする。
- ③オンラインでの入会申込み・変更手続に対応する。

3 関係省庁との連携によるマイナンバーカードの普及促進に対する協力事業

- (1) 総務省から受託したマイナンバーカード代理申請手続事業の受託期間を延長（令和4年3月末から令和5年3月末まで）し、引き続き各単位会の協力を得て実施した。
- (2) 新型コロナウィルス感染症拡大の影響で遅滞していた活動を再開、事業目標等の明確化を目的に、管理責任者向け、相談員向けの説明会を実施し、各単位会の目標件数を明示、好事例の紹介を行った。また、実績の見込めない相談会の実施を控え、申請件数の獲得見込みのある単位会へ予算の注力を行った。
- (3) 事業に関する総務省との定例会を開催し、事業の現況の共有等を行った。
- (4) 自治体、事業者（高齢者福祉施設、会社等）の協力を得ながら個別代理申請 48,869 件、相談会での申請 22,421 件、合計 71,290 件の実績となり当初の件数目標を達成し事業を終了した。

4 日行連のDX（デジタル・トランスフォーメーション）とシステム構想の検討

- (1) 事務局の主たる業務が PC 作業であることから、一定の定型作業を自動化することで、業務効率を改善し、ヒューマンエラーの防止等を目的に、RPA（Robotic Process Automation）を試験的に導入した。
- (2) 文書起案について、印鑑による決裁を前提としていること、決裁承認の関係者が多く意思決定に時間を要すること、紙での保管を前提とした業務フローとなっていること等により、全体の作業量が増えていることから、分類に応じた決裁手順・決裁者の設定、承認フローの見える化を行うため、ワークフローシステムを試験的に導入した。
- (3) オンライン会議の利活用、チャットツールの導入等で、リモート環境でのコミュニケーションの活発化を促した。

【法改正推進本部】

1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

- (1)「行政書士法改正項目表」に基づき、各部・委員会等からの意見を踏まえ、行政書士制度の維持発展に必要な法改正の実現に向けて協議を行った。
- (2) 行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて、関係各所における理解促進を図るべく、総務省に対し周知文書の発出を依頼した結果、各都道府県及び金融機関関係団体への周知が実現した。
- (3) 各党議連総会や政策ヒアリング等の機会を捉え、デジタル化の推進に係る行政書士の利活用について要望した。
- (4) 行政書士制度の更なる発展を目的として、行政法学者を中心とした行政書士制度に関する研究会（座長：橋本博之明治大学専門職大学院教授）を創設した。研究会において、現行法の問題点等を多角的に分析し、法改正の必要性を含め検討を行い、中間報告書を取りまとめた。研究会における議論を踏まえ、法改正の実現に向けて対応方針を検討した。
- (5) 日政連と連携し、他士業法の改正に係る情報収集に努め、対応を検討した。

【大規模災害対策本部】

1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導

- (1) 令和4年3月16日に発生した福島沖地震、令和4年9月14日に小笠原近海で発生した台風14号、令和4年9月23日に室戸岬の南で発生した台風15号等、比較的大規模な災害の発生に際し、被災単位会を中心に被害状況の調査を行った。
- (2) 上記災害のうち、被災自治体及び被災者に対して単位会が行った支援活動について支援金を支給するとともに、被災会員が所属する単位会に見舞金を支給した。

2 大規模災害等への対応

大規模災害対策本部会議を開催し、各災害に対する具体的な支援活動の方向性を検討した。

【選挙管理委員会】

1 会長選挙の諸準備

令和5年度定時総会にて想定される会長選挙に向け、同選挙の円滑な実施を図るため、選挙立候補者向け要領の確認及び選挙期間中の選挙管理委員会ホームページの開設・管理（インターネットを活用した選挙運動への対応）や会長選挙の事前準備等を行い、令和5年度日行連会長選挙に係る各日程及び手続の分担等の編成を決定した。

【自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会】

1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集

- (1) 国土交通省から、軽自動車の新規検査 OSS の開始に伴い、行政書士法第19条の適用除外を求められていることについて、自動車関係団体の法令順守が徹底されていない状況では認めることはできないとして、行政書士法施行規則第20条改正に関する協議を継続して行った。
- (2) OSS 利用率向上に寄与するため、許認可業務部と連携し、行政書士の業務環境改善に係る要望を取りまとめて国土交通省に提出した。

【改正行政書士法対応委員会】

1 特定行政書士制度の推進

令和5年度特定行政書士法定研修の考査実施日や開催形態について検討を行った。研修を実施する中央研修所の意向を尊重しつつ、実態に即した適切な運用を依頼した。

2 特定行政書士業務の調査研究

- (1) 平成30年度に第2版として作成した「特定行政書士業務ガイドライン」について、新たに事例等を追加する等の改訂を行い、第3版として発行した。各単位会に配付したほか、電子ブック化し、特定行政書士に限らず活用してもらうよう会員サイトにて公開した。
- (2) 特定行政書士に関する各単位会の理解促進を図るため、令和5年2月6日に特定行政書士制度推進担当者会議を開催し、意見交換を行った。

3 特定行政書士制度 PR 活動の推進

- (1) 特定行政書士に係る認知度向上の施策の一つとして、日本行政書士会連合会行政書士徽章等規則を改正し、特定行政書士徽章を作製した。

- (2) 行政不服審査会の委員や審理員への特定行政書士登用を促進するため、総務省に対し各自治体への特定行政書士名簿活用に係る文書の発出を依頼し、対応が実現した。
- (3) 特定行政書士制度への理解を深めるため、「月刊日本行政」R5.1月号 (No. 602) ~R5.4月号 (No. 605)において、特定行政書士の日常業務の中で起こり得る事例を物語形式で紹介した。

【法教育推進委員会】

1 法教育事業の調査研究

- (1) にしみたか学園三鷹市立第二中学校を訪問し、インターネットに関するセーフティ教室の視察を行った。
- (2) 法と教育学会主催の第 13 回学術大会にて、法教育実践報告「公共図書館における子ども向け法務セミナー」をテーマに自由研究発表を行った。
- (3) 司法アクセス学会主催の第 16 回学術大会のパネルディスカッションにパネリストとして参加し、「法教育から法情報提供まで～あらゆる人に情報提供を～」をテーマに発表を行った。

2 単位会における法教育取組み状況等の集約・分析

各单位会の法教育の取組み事例を隨時「月刊日本行政」に掲載し紹介した。

3 単位会における法教育事業実施への支援

- (1) 法教育の実施報告（準備、検討含む）を受けた単位会に対し助成措置を行った。
- (2) 埼玉県立飯能高等学校及び埼玉県立川越西高等学校における出前授業の講師対応に関する依頼を受け、埼玉県行政書士会への仲介を行った。
- (3) 「単位会が行う法教育活動に対する日行連からの支援について」（令和 4 年 11 月 10 日付・日行連発第 1102 号）を発信し、本会が行う法教育活動に関する各種支援について各単位会に周知を図った。

4 法教育事業の普及啓発

各单位会の法教育現場にて活用できるよう、朝日新聞社発刊の「おしごと年鑑2022」に協賛し「行政書士は、どんな場面で活躍するの？」を掲載した。

【暴力団等排除対策委員会】

1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進

- (1) 暴力団等排除対策委員会設置状況を調査し、委員会未設置単位会に対し、同委員会を設置するよう働きかけた。
- (2) 暴力団等排除に関する啓蒙活動の一環として、新潟県行政書士会における取組みの事例を「月刊日本行政」R4.8月号 (No. 597) に掲載した。

2 関係団体等との連携強化、情報収集

（公社）暴力団追放運動推進都民センターが主催する「暴力団等排除セミナー」に参加し、不当要求の防止と対応の実務や最近の暴力団情勢等について情報収集を行った。

【権利擁護推進委員会】

1 基本理念・活動方針の周知

本会が策定した基本理念を広く周知するべく、「My じんけん宣言」に参画した。

2 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT 等の権利擁護の調査研究

- (1) 今後の事業の参考とするため、各単位会に対し権利擁護の取組みに関するアンケートを実施し、各単位会の権利擁護活動について調査を行った。
- (2) 権利擁護事業の調査研究の一環として、木村草太氏（東京都立大学法学部教授）を講師に招聘し「憲法が保障する人権と行政書士の使命」に関する勉強会を開催した。
- (3) 権利擁護に関する理解促進を目的として、内閣府及び関係団体が主催するシンポジウム等に参加し情報収集を行った。

3 権利擁護活動の対外的な PR

- (1) 権利擁護に関する広報ツールとして、権利まもり隊ユキマサくんを使用したシールパンフレットを作成し、広報月間に合わせて各単位会に配付した。
- (2) 令和4年12月6日に「行政書士による権利擁護公開セミナー『LGBT 等について知り、考える』～性の多様性を尊重し、LGBT 等の性的マイノリティの人権を擁護する社会の実現に向けて～」と題しオンラインセミナーを実施した。あわせて、セミナーの内容を中央研修所サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した。
- (3) 行政書士が行う権利擁護に関するPR及び会員の権利擁護意識の向上を目的として、「月刊日本行政」R5.4月号（No.605）、5月号（No.606）、7月号（No.608）に学識者等による寄稿を掲載すべく調整した。

【行政書士制度調査室】

1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応及び制度に関する政策研究

- (1) 日政連と連携し、国の政策情報を共有するスキームを構築した。
- (2) 事業承継における行政書士の強みを活用した関わり方について研究するとともに、東京都行政書士会主催の「事業承継フェスタ!!」に参加した。
- (3) 法務省の「公証実務のデジタル化に関する実務者との協議会」に参加した。
- (4) 老年学（ジェロントロジー）について研究するとともに、法務業務部の「高齢者支援に関する全国担当者会議」に出席した。
- (5) (一社) JP-MIRAI サービスと外国人労働者受入れプラットフォームに関する連携について協議を行った。
- (6) 民間企業による行政書士紹介事業について調査検討を行った。

2 業界問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積及び整理等の業務情報の共有化

「条解行政書士法（第2版）」の発行に向けて、作業部会を複数回開催し学識者との意見交換を行う等、執筆対応を展開した。

3 国等への行政書士利活用の政策提言の発信及び規制改革・行政改革に関連する政策提言の作成

- (1) 「行政手続のデジタル化を推進」をキーワードにした各党行政書士制度推進議員連盟及び議員懇話会への要望書を、担当部署と連携して策定した。また、担当部署と連携して情報共有・戦略立案等を横断的に実行した。
- (2) 記録媒体規制の見直しに関し、デジタル庁デジタル臨時行政調査会からヒアリングを受けた。また、（株）フジテレビジョン「日曜報道 THE PRIME」の取材に応じた。

- (3) 国のパブリックコメントに提出する各部・委員会等からの意見書の内容を精査する等、パブリックコメントの目的や趣旨に沿った意見書に整える作業を実行した。
- (4) 内閣府規制改革推進室が実施した規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に対し、意見書を整備し提出した。

【中央研修所】

1 会則第 62 条の 3 第 1 項第一号研修の実施

(1) 基礎研修の実施

①一般倫理研修

令和4年度定時総会において会則が改正され、総務大臣の認可を経て、令和5年8月31日に施行されることを受けて、新たに会則第62条の3第1項第三号研修として倫理研修規則に基づき総務部が企画した一般倫理研修の各科目について収録・編集を行った。

また、改正会則及び倫理研修規則の施行に先立ち、当該一般倫理研修講座を中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載し、会員の分散受講に供した。

なお、従来、行政書士コンプライアンス研修として公開していた各種講座について見直しを行い、一部講座については一般倫理研修講座として再編集を行い、収録から相当年数を経過した講座については公開を中止した。

②行政書士のための基礎法律研修

隣接法律専門職種である行政書士に求められる基本法に対する知識拡充のため、(株) 法学館／伊藤塾から講師を招聘し「行政書士のための民法総論」の再収録を行い、中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した。

(2) 業務研修の実施

①法定業務研修

法定業務研修について、1単位会からの認定申請があり、審査を経て認定を行った。また、当該研修実施後の各単位会からの申請に基づき、修了証書を発行した。

②申請取次関係研修

申請取次行政書士管理委員会と連携し、申請取次関係研修会を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び利便向上のため中央研修所研修サイトを利用したe-ラーニング形式で、次のとおり実施した。

<申請取次事務研修会>

令和4年6月24日～7月7日	940名受講
----------------	--------

令和4年9月21日～9月30日	441名受講
-----------------	--------

令和4年12月22日～令和5年1月4日	603名受講
---------------------	--------

<申請取次実務研修会>

令和4年4月19日～5月2日	800名受講
----------------	--------

令和4年8月16日～8月29日	770名受講
-----------------	--------

令和4年10月18日～10月31日	457名受講
-------------------	--------

令和5年2月7日～2月20日	499名受講
----------------	--------

③業務関係研修

許認可業務部、法務業務部、国際・企業経営業務部、申請取次行政書士管理委員会からの研修企画を受け、収録した講義を中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した（詳細は後述）。

また、許認可業務部、国際・企業経営業務部、デジタル推進本部と連携し、次のとおりオンラインセミナーを開催した。（講師の役職は開催当時のもの）。

<建設業セミナー2022>

開催日時：令和4年4月11日

講演：建設、不動産業の課題と将来展望

講師：国土交通省不動産・建設経済局局長 長橋和久氏

講演：建設業を巡る最近の状況、経営事項審査の改正等

講師：国土交通省不動産・建設経済局建設業課企画専門官 平山耕吏氏

講演：建設キャリアアップシステムの取組について

講師：国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

建設キャリアアップシステム推進室長 沖本俊太朗氏

受講申込者数：2,443名

<セミナー「建設特定技能受入計画における最新の情報について」>

開催日時：令和4年5月20日

講師：国土交通省 不動産・建設経済局国際市場課長 川合紀子氏

国土交通省 不動産・建設経済局国際市場課監理指導係長 大和めぐみ氏

受講申込者数：824名

<セミナー「建設業許可・経営事項審査電子申請システムについて」>

開催日時：令和4年11月28日

講師：国土交通省不動産・建設経済局建設業課経営指導係長 今村隆輔氏

受講申込者数：1,789名

<セミナー「行政のデジタル化の現在地とその展望及び行政書士の役割について」>

開催日時：令和4年12月23日

講師：デジタル庁戦略・組織グループ省庁業務サービスグループ

統括官付参事官 帆足雅史氏

デジタル推進本部副本部長 服部真和氏

受講申込者数：848名

<セミナー「認定薬局制度と薬局支援について」>

開催日時：令和5年2月3日

講演：令和元年薬機法改正に係る認定薬局について

講師：厚生労働省医薬・生活衛生局総務課薬局・販売制度企画室主査 中村貴司氏

講演：認定薬局への取り組みと課題について

講師：（公社）神奈川県薬剤師会副会長 長津雅則氏

講演：認定薬局制度と薬局支援について

講師：許認可業務部社労税務・生活衛生部門専門員 石井亜由美氏

受講申込者数：605名

<建築基準法上の「道路」に関するセミナー>

開催日時：令和5年2月14日

講師：許認可業務部農地・土地利用部門次長 濱田哲郎氏

受講申込者数：729名

<農水知財に関するシンポジウム>

開催日時：令和5年2月21日

講演：農業分野における営業秘密の保護について

講師：農林水産省輸出・国際局知的財産課課長補佐 岩瀬祥子氏

実務者によるパネルディスカッション

モデレーター：国際・企業経営業務部知的財産部門部員 大塚大氏

パネラー：農林水産省輸出・国際局知的財産課知的財産専門官 後藤大輔氏

国際・企業経営業務部知的財産部門専門員 江谷清和氏

同 岩井実氏

受講申込者数：241名

<行政書士関与の特定技能制度についてのシンポジウム>

開催日時：令和5年3月6日

基調講演：建設分野特定技能の現状について

講師：神奈川県行政書士会会員 大和めぐみ氏

実務者によるパネルディスカッション

モデレーター：国際・企業経営業務部国際部門部員 須藤哲哉氏

パネラー：長野県行政書士会会員 赤羽康志氏

宮城県行政書士会会員 櫻井克俊氏

愛知県行政書士会会員 高野正也氏

長崎県行政書士会会員 青山周広氏

徳島県行政書士会会員 藤原雅和氏

受講申込者数：767名

④特定行政書士プレ研修

「特定行政書士法定研修」へのステップともなる「特定行政書士プレ研修」として、一部再収録した講座を含め、次の講座を中央研修所研修サイトに登載した（講師の役職は収録当時のもの）。

「行政手続法」講師：一橋大学大学院教授 山田洋氏

「行政不服審査法」講師：慶應義塾大学大学院教授 橋本博之氏

「行政事件訴訟法」講師：専修大学教授 白藤博行氏

「新・要件事実」講師：弁護士 藤代浩則氏

⑤特定行政書士プラッシュアップ研修

特定行政書士が、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務について、円滑に遂行するために必要な知識、特に行政法について継続的な能力担保を行うとともに法律的思考の醸成を目的に、昨年度に引き続き、橋本博之氏（明治大学専門職大学院教授）監修のもと、収録した講義を中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した。

テーマ：「行政不服審査の勘所（前編）一審査請求から審理員による審査手続までー」
「行政不服審査の勘所（後編）一審査会の調査審議から採決まで／実務課題ー」
講 師：水野泰孝氏（弁護士）

（3）政策研修の実施

①政策関係研修

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部及び権利擁護推進委員会からの企画を受けて、収録した講義を中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した（詳細は後述）。

また、権利擁護推進委員会と連携し、次のとおりオンラインセミナーを開催した。
＜セミナー「『LGBT等について知り、考える』～性の多様性を尊重し、LGBT等の性的マイノリティの人権を擁護する社会の実現に向けて～」＞

開催日時：令和4年12月6日

講演：性の多様性と人権—日本法の現状を読み解く

講師：青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科教授 谷口洋幸氏

パネルディスカッション：性の多様性を尊重し、人権を擁護する社会の形成における行政書士の役割

モデレーター：権利擁護推進委員会委員 野元恵水氏

パネラー：青山学院大学法学部ヒューマンライツ学科教授 谷口洋幸氏

権利擁護推進委員会委員 石井修一氏

同 永光由樹氏

受講申込者数：182名

②司法研修

専修大学大学院の協力を得て、科目等履修生として単位を取得できる司法研修を次のとおり実施した。

科 目：法律学応用特論「改正民法及び改正家族法関連」

担当講師：法学部教授 佐々木健氏、法科大学院教授 梶村寛道氏

受 講 者：19名

また、令和5年度も引き続き、同学と提携して法律学応用特論「空き家問題をめぐる法的問題—理論と実務について—」をテーマに司法研修を実施することとし、「月刊日本行政」R5.2月号（No. 603）、R5.3月号（No. 604）及び本会ホームページに募集案内を掲載し、会員に周知した。

さらに、各地方における専門人材育成の機会を提供すべく、単位会に委託して各地の大学院との提携を推進した。近隣単位会会員の受講を受け入れる司法研修の開催に関しては、窓口単位会に対して「広域講座開設助成金」を支給し、支援を行った。

③能力担保研修（特別研修）

中央研修所研修サイトに次の講座を継続登載した（講師の役職は収録当時のもの）。

「行政不服審査法実務講座」（全12講座）講師：井上隆彦氏（総務省行政管理局元副管理官）

④新規業務等に対応する研修

経理部、許認可業務部及び国際・企業経営業務部からの企画を受け、講義の収録を行い、中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして登載した（詳細は後述）。

また、許認可業務部と連携し、次のとおりオンラインセミナーを開催した。

＜セミナー「環境法の規制はなぜあるか」＞

開催日時：令和5年2月24日

講師：上智大学大学院法学研究科長

　　上智大学法学部地球環境法学科教授 北村喜宣氏

受講申込者数：270名

2 会則第62条の3第1項第二号研修の実施

(1) 特定行政書士法定研修の実施

行政書士法第1条の3第2項に基づき、特定行政書士になるために必要となる法定研修を実施した。詳細は以下のとおり。

①募集

「月刊日本行政」及び本会ホームページに特定行政書士法定研修募集要項を掲載して受講者の募集を行った。令和4年4月1日から6月17日までの受講申込期間中に625名の申込みがあった。

②講義の実施

全18講義について、令和4年8月1日から9月16日までの間に、中央研修所研修サイトを利用したe-ラーニング形式で実施した。科目及び担当講師は以下のとおり（役職は収録当時のもの）。

「行政法総論」講師：専修大学法科大学院教授 米丸恒治氏

「行政手続法」講師：早稲田大学法学学術院教授 田村達久氏、総務省行政管理局担当官

「行政不服審査法」講師：慶應義塾大学大学院教授 橋本博之氏、総務省行政管理局担当官

「要件事実・事実認定論」講師：弁護士 長谷川卓也氏・鈴木道夫氏・中西和幸氏・加本亘氏

「特定行政書士の倫理」講師：弁護士 鍛冶良明氏・渡辺晋氏

「総まとめ」講師：獨協大学教授 山田洋氏

③ 考査の実施

考査問題は、四肢択一式全30問とし、その内訳は行政法分野20問、要件事実論・事実認定論、特定行政書士の倫理及び総まとめ10問とした。

考査は、各単位会の運営協力のもと、各単位会が指定する会場に集合して実施した。10月16日の考査は、考査受験資格を満たしている514名が受験し、受験者の65.4%にあたる336名が修了した（修了日は令和4年11月16日）。

3 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善

(1) ビデオ・オン・デマンド研修システムによる研修の実施

インターネットを活用した研修システムである中央研修所研修サイトにビデオ・オン・デマンド研修コンテンツとして、前述の基礎研修等に加え、以下の講座を追加登載した。

①<許認可業務部>「令和4年度OSS実務者説明会」

②<許認可業務部>「環境法の規制はなぜあるか」

③<許認可業務部>「CCUS現場運用ロールプレイング」

④<許認可業務部>「建設業許可、経営事項審査電子申請システムについて」

⑤<許認可業務部>「建築基準法上の「道路」に関するセミナー」

⑥<許認可業務部>「認定薬局制度と薬局支援について」

- ⑦<法務業務部>「これから成年後見制度と法律専門職に求められる意思決定支援」
- ⑧<法務業務部>「相続土地国庫帰属制度」
- ⑨<国際・企業経営業務部>「行政書士関与の特定技能制度についてのシンポジウム」
- ⑩<国際・企業経営業務部>「令和4年度著作権相談員養成研修」
- ⑪<国際・企業経営業務部>「著作権相談員プラッシュアップ研修①」
- ⑫<国際・企業経営業務部>「著作権相談員プラッシュアップ研修②」
- ⑬<国際・企業経営業務部>「農水知財に関するシンポジウム」
- ⑭<申請取次行政書士管理委員会>「入管業務に関する職務倫理(事例編)」※既存講座の再収録
- ⑮<デジタル推進本部>「行政のデジタル化の現在地とその展望及び行政書士の役割について」
- ⑯<経理部>「行政書士のためのインボイス制度の概要」
- ⑰<裁判外紛争解決手続(ADR)推進本部>「敷金返還・原状回復分野「ガイドライン」」
- ⑱<権利擁護推進委員会>「LGBT等について知り、考える」

(2) 中央研修所研修サイトのプラットフォームについて

令和3年度からのテストランを経て、令和4年7月に中央研修所研修サイトのプラットフォームの稼働を開始した。令和5年3月末までに、3単位会が本プラットフォームに独自の研修コンテンツ（計16本）を登載し、所属会員向けに配信した。

また、より多くの単位会が利用できるよう複数単位会による利用を可能とするためのシステム改修を行った。

○関連団体

<株式会社全行団>

名 称：株式会社全行団

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

資 本 金：9,450,000円

事業内容：

- (1) 印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋
- (2) ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋
- (3) 事務用物品・事務用機器の販売、斡旋
- (4) 損害保険の代理業
- (5) 各種企業、団体等に対する業務研修の請負
- (6) 情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業
- (7) 前各号に付帯する一切の事業

役員の状況：代表取締役1名、取締役4名、監査役1名

従業員数：6名

持株比率：(出資状況) 日行連18株 (28.6%)、地方協議会45株 (71.4%)

本会との関係：本会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和59年任意団体として本会及び各単位会からの拠出金により「全国行政書士事業団(事業団)」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行ううえで、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成8年「(有)全行団」として新たに組織された。令和元年に「(株)

全行団」と商号変更した。

<一般財団法人行政書士試験研究センター>

名 称：一般財団法人行政書士試験研究センター

所 在 地：東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

基本財産：50,000,000円（設立時）

事業内容：

- (1) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかる試験制度等についての調査研究
 - (2) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供
 - (3) 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の実施に関する事務
 - (4) その他一般財団法人行政書士試験研究センターの目的を達成するために必要な事業
- 役員の状況：理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名、評議員14名
従業員数：9名
本会との関係：平成12年本会の出捐により設立（出捐金：100,000,000円）

<公益社団法人コスマス成年後見サポートセンター>

名 称：公益社団法人コスマス成年後見サポートセンター

所 在 地：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階

事業内容：

- (1) 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督
- (2) 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督
- (3) 任意後見契約の受任者としての事務（前各号に該当するものを除く。第4号において「財産管理事務等」という。）の指導監督
- (4) 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等
- (5) 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務
- (6) 任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動
- (8) 研修会等の企画、開催及び講師の紹介
- (9) 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動
- (10) 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布
- (11) 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布
- (12) 国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (13) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

役員の状況：理事長1名、理事18名、監事3名

本会との関係：平成22年本会の寄付金により設立（設立時寄付金：20,000,000円）